

他の地方公共団体等から人事交流又は職員研修等を目的として派遣された者が出張する場合の旅費の等級の取扱いについて

平成14年3月28日
13川総労第389号

他の地方公共団体等から人事交流又は職員研修等を目的として派遣される者が出張する場合の旅費の等級について、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）第12条の規定により、旅費の等級を次の表のように定める。

| 等級 | 種別 |
|----|-----------------|
| 1 | 局長級の職にある者 |
| 2 | 部長級の職にある者 |
| 3 | 課長級及び課長代理の職にある者 |
| 4 | 係長級以下の職にある者 |

種別欄の職の区分については、川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）別表第1昇任段階表に定めるところによる。

この取扱いは、平成14年4月1日から実施する。

改正履歴

平成19年3月30日19川総労第733号（同年4月1日適用）